

Welcome to **KUMAGAYA** City



企業立地
支援ガイド

埼玉県
熊谷市



熊谷市

埼玉県

企業立地は熊谷へ！

KUMAGAYA'S PROFILE

- 人口 194,542人 (87,758世帯)
令和3年4月1日現在
- 面積 159.82km²
- 年間日照時間…2,143時間(R元)
- 事業所数・製造業 579 (H28)
 - ・卸売業 629 (H28)
 - ・小売業 1,523 (H28)

アクセス良好。高速道路網に囲まれ、鉄道網も発達した交通の要衝地

”熊谷圏”100万人以上

通勤圏内にある周辺市町の人口を含めると100万人規模の圏域であり、事業活動を行う上で不可欠な人材の確保に適しています。



鉄道インフラ

熊谷市は、JR上越・北陸新幹線、JR高崎線及び秩父鉄道の各鉄道路線が結節する交通の要衝地です。

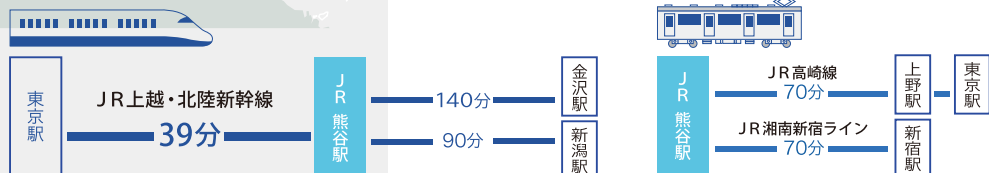
新幹線を利用して、熊谷駅から東京駅まで約40分で移動できます。また、北陸、東北、名古屋、大阪方面等、広域の移動にとっても便利です。

新幹線の停車駅 都心や各都市圏へアクセス良好！



モーダルシフトの推進

熊谷貨物ターミナル駅は、県北唯一の鉄道コンテナ駅で、全国各地への拠点駅となっています。鉄道は大量輸送が可能のため、都市部の道路渋滞を緩和し、エネルギー消費量の削減に有効であり、環境負荷の低減という点で大変優れています。



熊谷貨物ターミナル駅 コンテナホーム

高速道路網

20km圏内に8つのIC
 関東圏の製造・物流の拠点に最適！

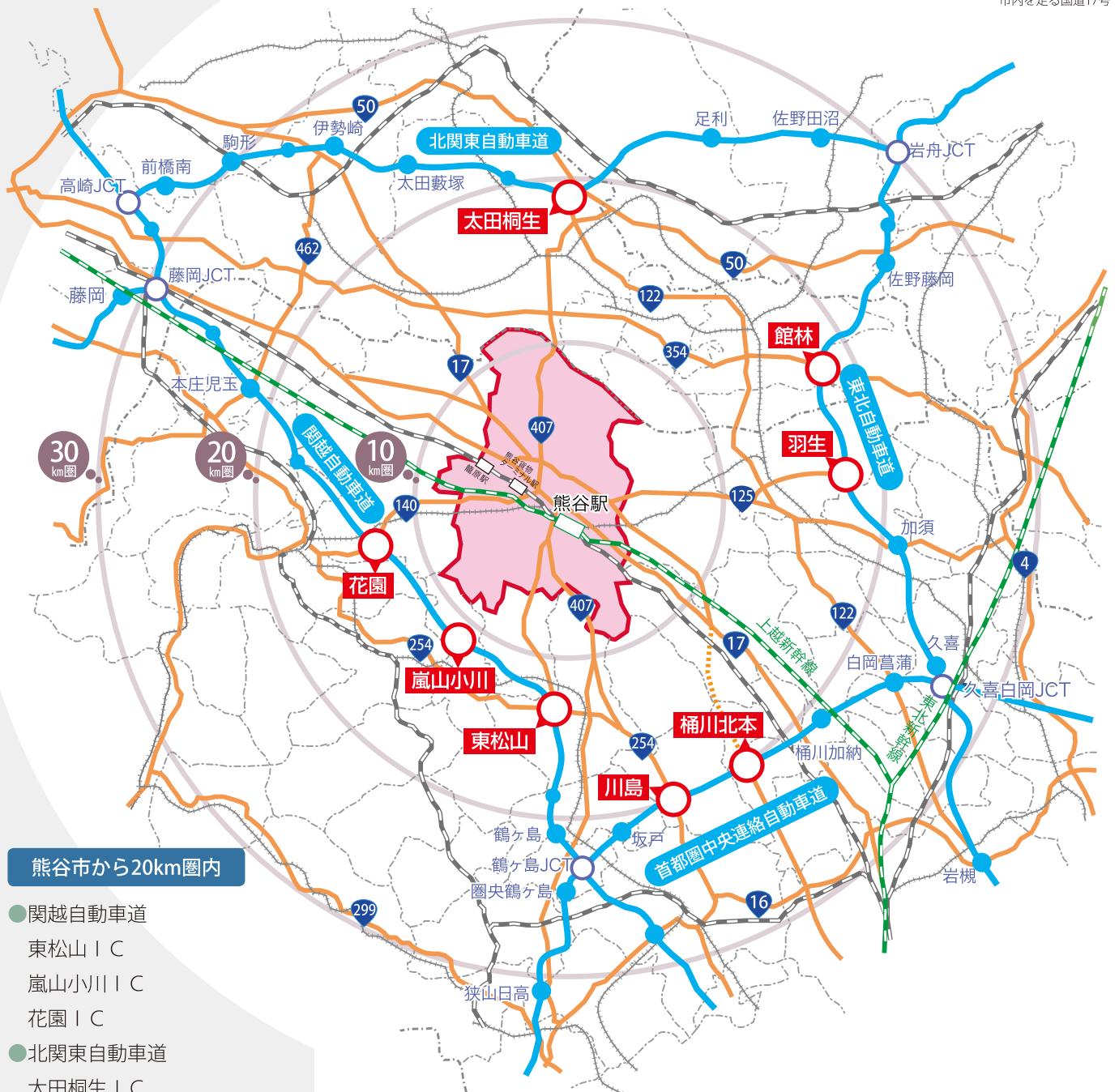
熊谷市は、関越自動車道・北関東自動車道・東北自動車道・首都圏中央連絡自動車道に囲まれており、20km圏内に8つのICが存在しています。広域的な製造・物流拠点としての交通アクセスに優れています。



国道17号熊谷バイパス 柿沼肥塚立体部



市内を走る国道17号



熊谷市から20km圏内

- 関越自動車道
 - 東松山IC
 - 嵐山小川IC
 - 花園IC
- 北関東自動車道
 - 太田桐生IC
- 東北自動車道
 - 羽生IC
 - 館林IC
- 首都圏中央連絡自動車道
 - 川島IC
 - 桶川北本IC

※スマートICを除く



関越自動車道・練馬IC	25分	東松山IC	国道407号	熊谷市
東北自動車道・浦和IC	30分	嵐山小川IC	県道11号及び国道407号	
	35分	花園IC	国道140号	
	20分	羽生IC	県道羽生・栗橋線及び国道125号	

産業構造

工・商・農がバランス良く発展した
県内有数の産業都市

工業・商業・農業ともに県内で5位以内に入るバランスのとれた産業都市です。企業が集積した工業団地や工業集積地が多数存在し、高度な技術力を有する多彩な企業が活躍しています。

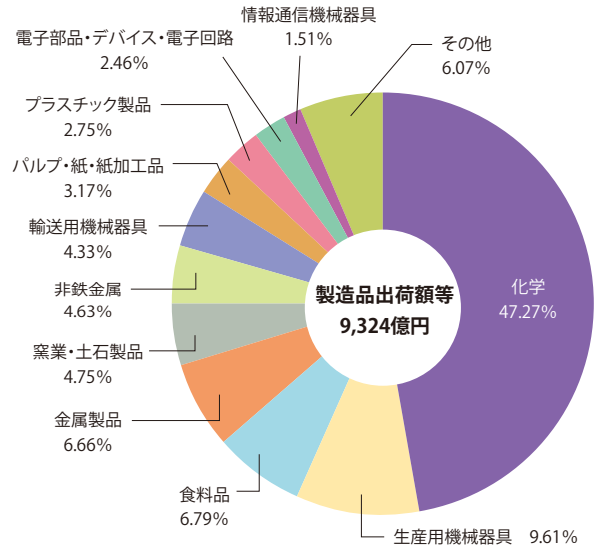


御稜ヶ原工業団地

工業
製造品出荷額等
9,324億円
県内**2**位

商業
商品販売額
7,133億円
県内**5**位

農業
農業産出額
84億円
県内**5**位



※出典
製造品出荷額等：2019年工業統計調査（2018年度実績）
商品販売額：平成28年経済センサス活動調査
農業産出額：平成30年市町村別農業産出額（推計）

産業支援

産学官金連携による
ビジネス機会の拡大支援

熊谷市と地域商工業団体の支援のもと、市内企業、金融機関、大学等が幅広く連携し、イノベーションの促進による新たなビジネス機会の拡大に取り組んでいます。

大学

- ・立正大学

研究機関

- ・公益財団法人 本庄早稲田国際リサーチパーク

その他の試験研究施設

- ・独立行政法人 自動車技術総合機構 交通安全環境研究所（自動車試験場、自動車試験場第二地区）
- ・埼玉県産業技術総合センター（SAITEC）北部研究所
- ・埼玉県農業技術研究センター

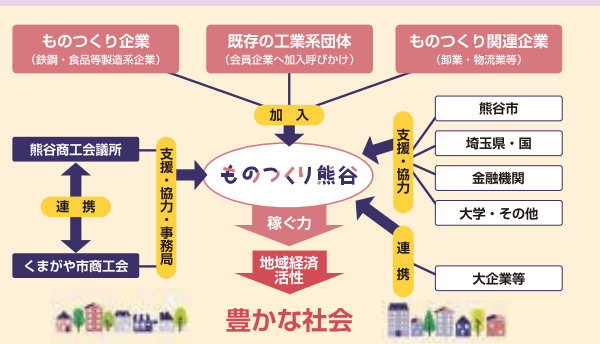


ソシオ熊谷（協同組合 熊谷流通センター）



熊谷市を代表する卸商業団地で、共同物流センターを有する卸商業団地としては全国最大規模です。平成29年に開業した秩父鉄道ソシオ流通センター駅と流通センター周辺のまちづくりを今後進めていきます。

ものづくり熊谷



産学官金の力を集結し、地域の「稼ぐ力」の創出、地域連携による新たなビジネス機会や販路拡大、イノベーションによる新技術・新商品の開発等を目的に、平成28年に設立された熊谷版ネットワーク拠点です。

人材育成

本市には立正大学、7校の高等学校、埼玉県農業大学校をはじめとする各種専修学校等があり、充実した教育機関から有為な人材が多数輩出されることが期待されます。

人材の原石を磨く 充実した教育機関

大 学

- ・立正大学

専修学校

(順不同)

- ・埼玉県農業大学校
- ・埼玉県立熊谷高等技術専門校
- ・アルスコンピュータ専門学校 他

高等学校

(設立順)

- ・埼玉県立熊谷高等学校
- ・埼玉県立熊谷女子高等学校
- ・埼玉県立熊谷工業高等学校
- ・埼玉県立妻沼高等学校
- ・埼玉県立熊谷農業高等学校
- ・埼玉県立熊谷商業高等学校
- ・埼玉県立熊谷西高等学校



立正大学

地域未来投資促進法

本市の地域特性を生かし、高い経済波及効果を及ぼす「地域の経済を牽引する事業」を支援するため、県と共同で基本計画を作成しています。

地域の稼ぐ力を高めます

『埼玉県熊谷市基本計画』(対象区域:熊谷市)

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1:地域の特性を活用すること(①~④のいずれか)】

- ①ラグビーワールドカップ2019™の会場となった熊谷スポーツ文化公園を活用したスポーツ・観光・まちづくり分野
- ②医療・福祉関連産業の集積を活用した医療・ヘルスケア関連分野
- ③生産が盛んな小麦、やまのいも、にんじん等の特産物を活用した農林水産・地域商社分野
- ④新駅設置により公共交通アクセスの向上した東部地区に立地する熊谷流通センターを活用した流通関連分野

【要件2:高い付加価値を創出すること】

- ・付加価値増加分: 4,984万円超

【要件3:いずれかの経済的効果が見込まれること】

- 取引額: 5.6%増加
- 雇用者数: 1%増加
- 売上げ: 5.6%増加
- 雇用者給与等支給額: 1%増加

『埼玉県基本計画』(対象区域:埼玉県全域)

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1:地域の特性を活用すること(①~③のいずれか)】

- ①県内の輸送用機械器具製造業、化学工業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業などの産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ②常磐道、東北道、関越道、首都高大宮線、圏央道及び外環道などの交通・物流インフラを活用した食料品製造分野
- ③常磐道、東北道、関越道、首都高大宮線、圏央道及び外環道などの交通・物流インフラを活用した物流関連分野

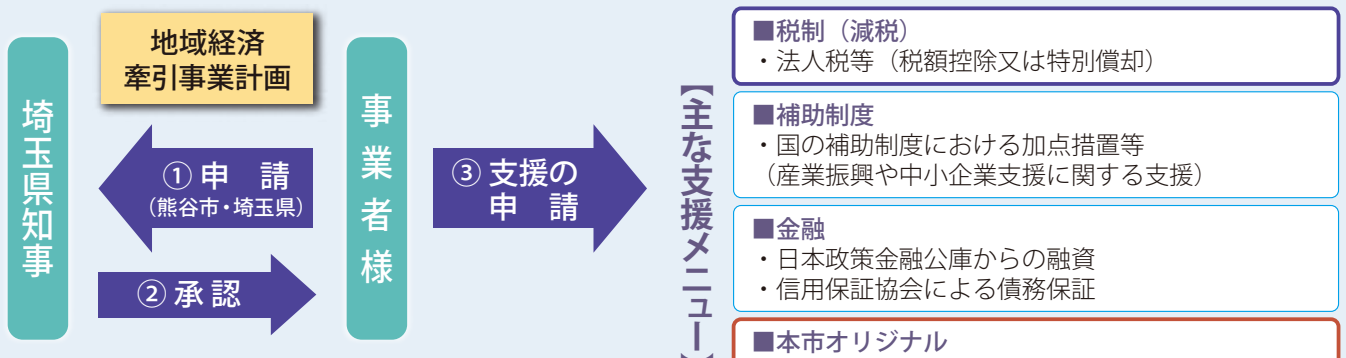
【要件2:高い付加価値を創出すること】

- ・付加価値増加分: 4,984万円超

【要件3:いずれかの経済的効果が見込まれること】

- 取引額: 5.6%増加
- 雇用者数: 4.4%増加
- 売上げ: 5.6%増加
- 雇用者給与等支給額: 1%増加

地域未来投資促進法の活用フロー



※地域経済牽引事業計画の承認前に取得(建物の場合は着工)した建物・設備等は各種支援措置の対象となりません。申請時期にご注意ください。

など



熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例

奨励金対象業種

統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める以下の産業

- 建設業 ○製造業 ○情報通信業 ○運輸業、郵便業 ○卸売業、小売業

（小売業については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域内及び中心市街地を除き、物品等を保管することを目的とする事業所に限る。）

- サービス業

（自動車一般整備業、その他の自動車整備業、一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）、建設・鉱山機械整備業、電気機械器具修理業及びコールセンター業に限る。）

- 農業、林業（※対象は農業のみ）〔平成30年4月から対象〕

（農業保険法（昭和22年法律第185号）第98条第1項第7号に規定する施設園芸を行うものに限る。）

- 宿泊業、飲食サービス業（※対象は宿泊業のみ）〔平成30年4月から対象〕

（旅館、ホテルに限り、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に掲げる営業を営むものを除く。）

- 医療、福祉（※対象は医療のみ）〔平成30年4月から対象〕

（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は10人以上の患者を入院させるための施設を有する同条第2項に規定する診療所に限る。）

奨励金交付の要件

- 平成23年4月1日以降に事業を開始する事業所に係る土地や建物を取得又は賃借すること
- 取得の場合は下記の(1)、(2)、(4)のいずれかを、賃借の場合は(2)、(3)、(4)のいずれかを満たすこと
 - 投下固定資産の合計額が5000万円（その区域が中心市街地である場合にあっては、3000万円）以上であること
 - 事業所の敷地面積が2000㎡以上又は床面積が1000㎡（その区域が中心市街地である場合にあっては、100㎡）以上であること
 - 新設等のために賃借した土地及び建物の賃借料の合計額が1月当たり20万円以上であること
（その区域が中心市街地である場合に限る）
 - コールセンターであって、常用従業員が50人以上の規模であること
- 製造業の事業所については、市と公害の防止に関する協定を締結していること

手続きについて

- まず、事業所の事業開始の日の翌日から起算して30日以内に指定事業者の申請を行ってください。
- その後、活用する奨励金ごとに、決められた申請時期（以下を参照）に申請を行ってください。

1 奨励金の要件等（奨励金別）

- 事業所新設等奨励金** 新設等した事業所に係る固定資産税相当額を3年度分交付します。
（本社機能を有する企業、環境関連企業及び地域の経済を牽引する事業を実施する企業は5年度分交付します）

申請時期	賦課された固定資産税を完納した翌年度
------	--------------------

- 雇用促進奨励金** 市民を新規雇用し、その後継続して雇用している場合に奨励金を交付します。

対象要件	事業所稼働日の前6月から後1年までの間に熊谷市民を新規雇用した場合		
申請時期	雇用された日*から1年及び3年を経過した日が属する年の翌年		
	※対象期間内に複数雇用した場合は、最後の新規雇用常用従業員を雇用した日が基準になります。		
金額	1年継続	正規雇用：50万円/人・非正規雇用：20万円/人	限度額：3千万円
	3年継続	正規雇用：20万円/人	限度額：2千万円

(3) **従業員転入促進奨励金** 正社員が市内に転入した場合に奨励金を交付します。

対象要件	事業所稼働日の前6月から後3年までの間に正社員が市内に転入した場合	
申請時期	転入日が、その属する年度の10月31日以前の場合は、転入日の翌年度	
	転入日が、その属する年度の11月1日以後の場合は、転入日の翌々年度	
金額	10万円/人《企業に交付》	限度額：1千万円

(4) **従業員転入奨励金** 正社員又は内定者が市内に転入した場合に奨励金を交付します。

対象要件	事業所稼働日の前6月から後3年までの間に正社員又は内定者が市内に転入した場合	
申請時期	転入日が、その属する年度の10月31日以前の場合は、転入日の翌年度	
	転入日が、その属する年度の11月1日以後の場合は、転入日の翌々年度	
金額	20万円（金券）《従業員に交付》	

(5) **埋蔵文化財発掘調査奨励金** 立地に際して埋蔵文化財の発掘調査を要した場合に奨励金を交付します。

対象要件	埋蔵文化財の発掘調査を行った場合	
申請時期	事業所稼働日から1年経過した日の属する年の翌年	
金額	調査費用の1/2	限度額：1千万円

※ **環境設備関連メニュー共通（6～9）**

対象要件	事業所稼働日後3年以内に設備を設置した場合	
申請時期	設置日が、その属する年度の10月31日以前の場合は、設置日の翌年度	
	設置日が、その属する年度の11月1日以後の場合は、設置日の翌々年度	

(6) **太陽光発電設備設置奨励金** 出力10kW以上の太陽光発電設備を設置した場合に奨励金を交付します。

金額	35万円/kW	限度額：5百万円
----	---------	----------

(7) **太陽熱温水器設置奨励金** 集熱面積15㎡以上の太陽熱温水器を設置した場合に奨励金を交付します。

金額	15万円/㎡	限度額：5百万円
----	--------	----------

(8) **雨水利用設備設置奨励金** 貯留量5㎡以上の雨水利用設備を設置した場合に奨励金を交付します。

金額	5万円/㎡	限度額：5百万円
----	-------	----------

(9) **緑化推進奨励金** 法令等の要件を超えて200㎡以上緑地を設置した場合に奨励金を交付します。

金額	法令等を超えて設置した費用の1/2	限度額：1千万円
----	-------------------	----------

2 申請期間（全奨励金共通）：各奨励金の申請時期の4月1日から6月30日まで

熊谷市工場立地法地域準則条例

環境に配慮しつつ敷地の有効活用も

本市では、令和3年4月「熊谷市工場立地法地域準則条例」を施行し、市内に立地する特定工場の緑地面積率等について、本市独自の基準を設定いたしました。



工場立地法では、一定規模以上の工場（※特定工場）の敷地利用に関し、生産施設、緑地、環境施設の面積率などを定めており、新設等を行う際は市に届出を行わなければなりません。



※特定工場：敷地面積9,000㎡以上又は建築面積の合計3,000㎡以上の製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱及び太陽光発電所は除く）の工場

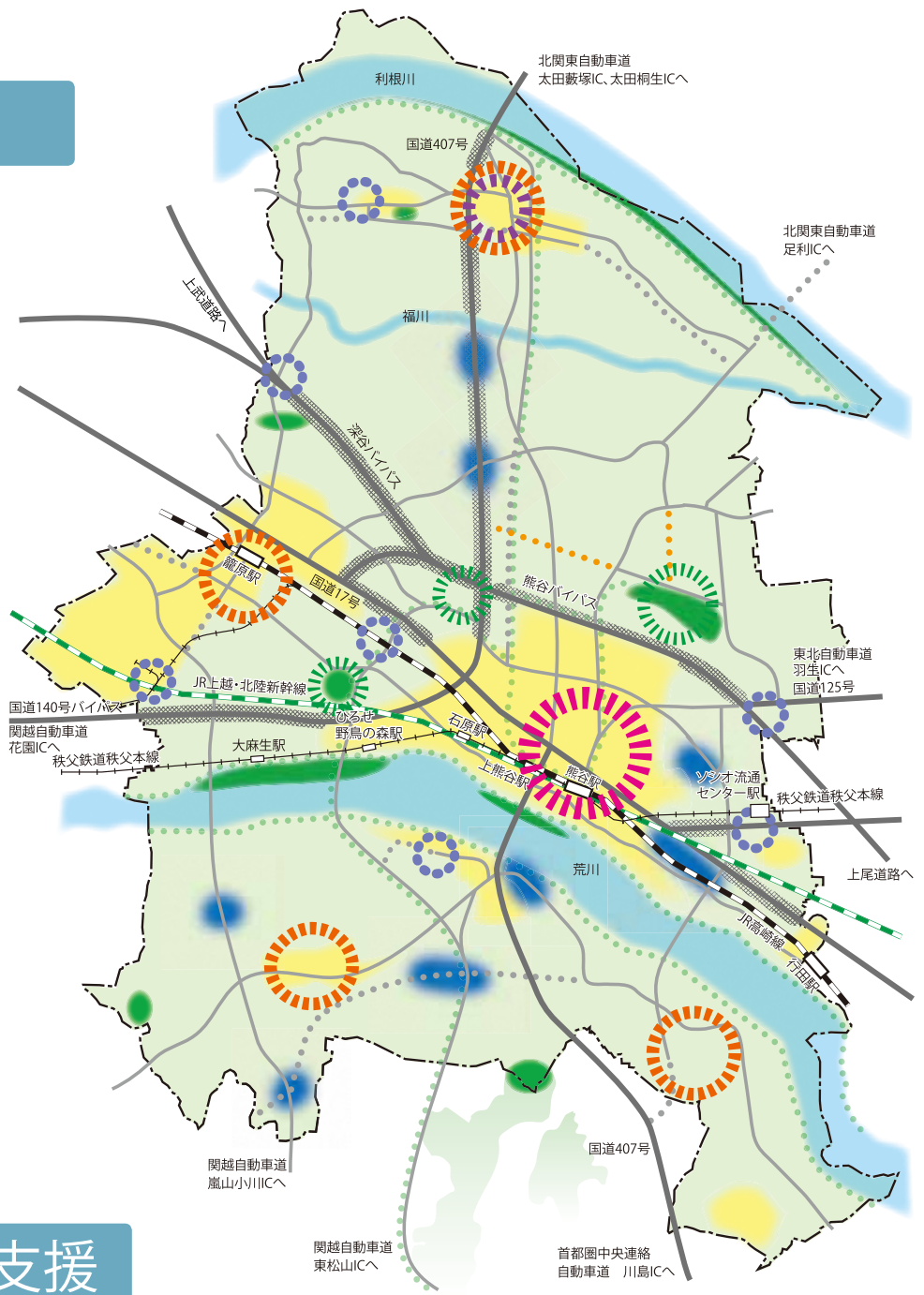
工場立地法及び市条例による緑地等の面積率

区域 区分	準工業地域	工業地域及び 工業専用地域	市街化調整区域	その他の区域
緑地	10%以上	5%以上	5%以上	20%以上
環境施設	15%以上	10%以上	10%以上	25%以上
重複緑地	50%まで			

将来都市像図

凡例

-  産業誘導ゾーン
-  沿道型土地利用ゾーン
上記2つのゾーンは、市街化調整区域内に、比較的短期間に個別開発を目指すエリア
-  産業拠点
将来的に工業用地の基盤整備を行い、企業集積を目指すエリア
-  都市拠点
-  地域拠点
-  スポーツ・文化・健康拠点
-  観光交流拠点
-  市街地ゾーン
-  集落・農地・樹林ゾーン
-  公園緑地ゾーン
-  国道
-  主要な県道・市道
-  計画道路
-  構想道路
-  自転車(計画)道
-  JR高崎線
-  JR上越・北陸新幹線
-  秩父鉄道



市内企業紹介・支援

熊谷市企業支援・ビジネスマッチングサイト
「チャレンジ・ステージくまがや」

登録料・利用料無料で利用可能な市内企業支援サイトです。市内の企業情報やビジネスマッチング、求人情報などを掲載しています。

<https://www.bear-v.com/>

企業訪問日記

市内の魅力あるものづくり企業を紹介しています。

<http://kumagayakigy01.seesaa.net/>

工業用地物件案内

市内の物件情報

フレキシブルかつスピーディーに対応します！

立地先をご検討中の事業者様は是非ご活用ください。また、工場跡地や遊休地等をお持ちで活用方法について思案されている方も気兼ねなくご相談ください。

<https://www.city.kumagaya.lg.jp/about/soshiki/sangyo/shokogyoshinko/>

企業立地支援ガイド

発行 ■ 埼玉県熊谷市

〒360-8601

埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1

TEL 048-524-1111

熊谷市ホームページ

<https://www.city.kumagaya.lg.jp/>

熊谷市携帯向けサイト

<https://www.city.kumagaya.lg.jp/mobile/index.html>

企画・編集 ■ 熊谷市 産業振興部 商工業振興課

発行 ■ 令和3年6月

